# は思ります

## 3月17日(月)(土・日を除く) 一(旧七夕会館)

申告は税務署からの呼び出し分および簡単な申告のみを

②土地や建物を売った人 ③株式などの配当や譲渡がある人 します。

います。



## 申告とは?

前年(平成19年1月1日~12月31日)のあなたの所得について、申告書を提出することです。 申告書は、市県民税や国民健康保険税の課税、所得証明などの発行に必要なものです。

### あなたの申告は?

#### スタート

平成20年1月1日に小郡市に 住んでいますか?



しはい

平成19年中(1月1日~12月 31日)に全く収入がなく、かつ、 同居の誰かに扶養されていま したか?



所得税の確定申告に該当しま すか?

源泉微収を受けている人、事業 を行っている人、住宅借入金等 控除を受ける人は、所得税の確 定申告が必要です。



平成19年中の所得が給与また は公的年金(非課税所得年金、 雑年金は除く)のみで、その支 払い報告書(源泉微収票)が、市 に提出されていますか?

### いいえ



当該住所地で申告してください

#### はい



申告は必要ありません

### はい



はい

#### 所得税の申告

所得税の確定申告は、久留米税務署で受け付けます。簡 単な申告については3月7日(金)まで生涯学習センタ-(旧七夕会館)研修室でも受け付けます。

基本的に市県民税の申告は必要ありません。

ただし、給与や公的年金だけの所得者でも、2か所 以上から支払いを受けている場合、各種控除を受け る場合は申告が必要です。昨年、市県民税の申告を した人には申告書を郵送します。



( )に該当する人は

#### 市県民税の申告 いいえ

市県民税(所得税の申告になる場合も)の申告が必要です。生涯 学習センター(旧七夕会館)研修室または校区公民館(4館)、 小郡交流センター(旧老人福祉センター)で申告を受け付けます。

※このフローチャートはあくまでも目安であり、所得と控除の関係で各人の申告は異なります。 詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### ●問い合わせ先

○所得税の確定申告 久留米税務署 (〒830-8688久留米市諏訪野町2401-10☎32-4461) ○市県民税・国民健康保険税の申告 市税務課市民税係☎72-2111内線124、125

# 税の専告が



# 申告期間 2月18日(月)~申告会場 生涯学習センタ

- ※本会場は、市県民税の相談会場です。所得税の確定 3月7日(金)まで行います。
- ※①事業を営む人や生命保険などの営業をしている人 ①~③、およびお急ぎの人は税務署での申告をお願い ※所得税の還付の申告は、1月から税務署で受け付けて

## 所得税の確定申告は

#### 確定申告は自主申告です。自分で書いて提出しましょう。

- ①生涯学習センター(旧七夕会館)研修室
- \*年金所得者等で税務署から案内がある人 2月4日(月)~2月8日(金)
- ※案内があった人は、申告期間中は混雑が予想されますので、 ぜひご出席ください。
- ②生涯学習センター (旧七夕会館) 研修室 (午前8時30分開館)
- \*一般の確定申告(簡単な申告のみ)
  - 2月18日(月)~3月7日(金)(土・日を除く)
  - ※この期間以外は一切受け付けできません。 申告期間中は大変混雑します。時間に余裕を持ってお出でください。
- \*譲渡の計算
  - 2月18日(月)、19日(火)、20日(水)の3日間
  - ※この期間以外は一切受け付けできません。 平成19年中に土地や建物を売った人のために、税理士が 譲渡の計算の相談に応じます。ただし、税理士は1人の ため、相談件数に限りがあります。

|        | 午前の部       | 午後の部        |
|--------|------------|-------------|
| 受付時間   | 8:30~11:00 | 11:00~15:00 |
| 申告相談時間 | 9:00~12:00 | 13:00~16:00 |

#### ③申告書は郵送でも受け付けています

確定申告書は久留米税務署へ 市県民税申告書は、市税務課市民税係へ

4インターネットでも申告できます

e-Tax ホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp/

⑤国税庁ホームページの案内

「所得税の確定申告書作成コーナー」では自宅にいな がら確定申告書を作成でき、そのまま税務署に郵送 できます。

ホームページアドレス http://www.nta.go.jp/

⑥久留米税務署

3月17日(月)まで(土・日を除く) 相談時間 9:00~17:00



## 市県民税・国民健康保険税の申告は

#### ①生涯学習センター (旧七夕会館) の申告相談 申告期間

2月18(月)~3月17日(月)(土・日を除く)

相談時間

9:00~12:00(受付は8:30~11:00) 13:00~16:00(受付は11:00~15:00)

※市役所税務課では市県民税・国民健康保険税 の申告はできません。

②校区公民館(4館)・小郡交流センター(旧老人福祉センター)での

※当会場では所得税の確定申告の 相談はできません。

